

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年6月8日
【事業年度】	第14期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	アップルインターナショナル株式会社
【英訳名】	APPLE INTERNATIONAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 祐二
【本店の所在の場所】	三重県四日市市日永二丁目3番3号
【電話番号】	059(347)3515
【事務連絡者氏名】	業務執行役員 管理本部長 伊藤 栄治
【最寄りの連絡場所】	三重県四日市市日永二丁目3番3号
【電話番号】	059(347)3515
【事務連絡者氏名】	業務執行役員 管理本部長 伊藤 栄治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年3月30日に提出した第14期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレートガバナンスの状況】

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレートガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（5）＜省略＞

（6）責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役2名は、会社法第427条第1項および当社の定款第28条および第38条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。

（7）～（10）＜省略＞

（訂正後）

（1）～（5）＜省略＞

（6）取締役および監査役の責任免除、社外取締役および社外監査役との責任限定契約

当社は、取締役および監査役（取締役および監査役であった者を含む）の会社法423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これに従い、当社と社外取締役および社外監査役は、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。

（7）～（10）＜省略＞